

ビジネス3分間講座 マイナンバー制度

2016年1月から利用が始まるマイナンバー制度。民間企業はマイナンバーをどのように扱うべきなのか。

2016年1月から開始される マイナンバー制度

マイナンバー制度は、「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤」として設けられたもので、制度開始により、税負担の公平化・不正受給の防止、行政機関などでの情報の一本化による作業の効率化、行政手続の簡素化などが実現される。

具体的には、2016年1月からは、国の行政機関や地方公共団体などでの社会保障、税、災害対策の行政手続において、マイナンバーが必要になる。そのため、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなる。税や社会保険の手続きでは、公的な機関だけでなく、事業主や証券会社、保険会社などが手続きを代行することもあるため、

勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合もある。このため、国の行政機関や地方公共団体だけでなく、民間企業でもシステムの改修や構築が求められている。

徹底した対策の見直し 制度利用を踏まえた準備を

マイナンバーの取り扱いは個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられている。そのため、企業側にも安全管理措置として、組織体制の整備や事務取扱担当者の監督・教育など「組織的・人的安全管理措置」、特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器や電子媒体などの盗難防止、アクセス制御など「物理的・技術的安全管理措置」の徹底が求められている。

企業においては、いま一度、対策の見直しと制度利用を踏まえた準備が必要であろう。

参考資料：「マイナンバー社会保障・税番号制度」（内閣官房）、「マイナンバーガイドライン入門（事業者編）」（特定個人情報保護委員会事務局）

JECCニュース編集部 からのお知らせ

本誌送付先の変更・中止については弊社調査課までご連絡いただきますようお願い申し上げます（ご連絡の際は、送付ラベルに記載されているお客様番号をお知らせください）。

お客様からご提供いただいた個人情報はJECCニュースの発送のみに利用させていただき、それ以外の目的で利用することはありません。なお、個人情報の取り扱いについては、弊社ホームページに掲載しております「個人情報保護方針（<http://www.jecc.com/policy.html>）」をご参照ください。

【送付先の変更・中止、 個人情報に関するご連絡】

〒100-8341
東京都千代田区丸の内3-4-1
株式会社JECC
技術調査部調査課
JECCニュース編集部
TEL：03-3216-3680
FAX：03-3216-3175
e-mail：jeccnews@jecc.com